



山形県公報

平成16年3月31日(水)

号 外(21)

目 次

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則..... (税 政 課) ... 1

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第33号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、狩猟者登録税及び入猟税」を「又は狩猟税」に改める。

第7条第1項中「、第159条の2第1項」を削り、「第195条」を「第197条第1項」に改め、同条第2項中「第159条の2第3項又は第169条の12第3項」を「第169条の12第3項又は第197条第3項」に改める。

第19条及び第21条第1項中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改める。

第41条の18第2項中「自動車検査証」を「自動車検査証(次条第1項において「自動車検査証」という。)」に改める。

第41条の19の見出し中「附則第17条第5項」を「附則第17条第4項」に改め、同条第1項中「附則第17条第5項」を「附則第17条第4項」に、「窒素酸化物排出許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に、「附則第5条の2第1項第1号」を「附則第5条の2第4項第1号」に、「値の」を「値、同項第4号に掲げる自動車については同号に掲げる値の」に改め、「道路運送車両法第58条に規定する」を削り、「平成22年度燃費基準達成車」を「平成22年度燃費基準5パーセント向上達成車」に、「平成17年度燃費基準達成車」を「平成17年度燃費基準5パーセント向上達成車」に改め、同条第2項第1号中「附則第17条第5項」を「附則第17条第4項又は第5項」に改める。

第47条第1項中「特別徴収義務者」を「の特別徴収義務者又は納税者」に、「第700条の11の2」を「第700条の14の3第1項」に改める。

第51条の見出し中「混和等」を「製造等」に改める。

第54条の次に次の1条を加える。

(免税証等の返納)

第55条 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、法第700条の15第4項の規定により、免税軽油使用者証及び免税軽油使用者証の提示を受けて交付された免税証の返納を命ぜられた場合においては、当該免税軽油使用者証及び当該免税証を総合支庁長に提出しなければならない。

附則第9項第1号中「平均乗車密度が15人」を「平均乗車密度に一日あたりの運行回数を乗じて得た数値が150」に改め、同項第2号中「で平均乗車密度15人以下の路線(以下「廃止路線」という。)」を削り、「のうち、次に掲げる基準に該当するもの(以下「代替路線」という。)」を「(以下「代替路線」という。)」で、平均乗車密度に一日あたりの運行回数を乗じて得た数値が150以下のもの」に改め、同号イからハまでを削る。

別表1通則及び賦課徴収の項中「狩猟者登録税・入猟税」を「狩猟税」に、

「法第74条の11
法第700条の11の2第1項
法附則第12条第1項
施行令第6条の10第2項」を
「法第74条の11第1項
法第700条の14の3第1項
法附則第12条第1項
施行令第6条の10第2項」に、

「法第74条の11
法第700条の11の2第1項」を
「法第74条の11第1項
法第700条の14の3第1項」に、
施行令第6条の10第3項」
施行令第6条の10第3項」

「法第16条第3項
法第74条の11
法第700条の11の2第1項」を
「法第16条第3項
法第74条の11第2項
法第700条の14の3第2項」に、

「第57号の2様式 法第700条の11の2第1項」を「第57号の2様式 法第700条の14の3第1項」に改め、同表4
不動産取得税の項中「法第73条の27の4第2項」を「法第73条の27の4第2項及び第4項」に改め、同表9 狩猟者
登録税、入猟税の項を次のように改める。

9 狩猟税

狩猟税納税済印 第166号様式 条例第195条

削除 第167号様式から
第169号様式まで

狩猟税減免申請書 第170号様式 条例第197条第2項

別表10軽油引取税の項中

「免税軽油以外の軽油を免税用途
に供したことについての承認書 第187号様式 条例第185条第2項」を

「免税軽油以外の軽油を免税用途
に供したことについての承認書 第187号様式 条例第185条第2項
免税証(免税軽油使用者証)
返納命令書 第188号様式 法第700条の15第4項」
に改める。

別記第45号様式から別記第47号様式まで及び別記第52号様式中「第700条の11の2」を「第700条の14の3第1項」
に改める。

別記第53号様式中「第700条の11の2」を「第700条の14の3第2項において準用する同法第16条第3項」に改め
る。

別記第57号の2様式中「特別徴収義務者」を「納税者又は特別徴収義務者」に、「第700条の11の2」を「第700条
の14の3第1項」に改める。

別記第57号の3様式から別記第57号の5様式まで、別記第59号様式及び別記第60号様式中「特別徴収義務者」を
「納税者又は特別徴収義務者」に改める。

別記第97号の2様式中「第11項」を「第15項」に改める。

別記第166号様式を次のように改める。

第166号様式



(注) 径3センチメートル

別記第170号様式を次のように改める。

第170号様式

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	狩猟税 減免申請書			
年 月 日				
山形県何総合支庁長 殿				
納 税 者				
住(居)所				
氏 名 印				
下記の狩猟税の減免を証明書添付のうえ申請します。				
年 度		年度	摘	
税 額		円	要	

別記第187号様式の次に次の1様式を加える。

第188号様式

免税証 (免税軽油使用者証) 返納命令書

第 号
年 月 日

被交付者

住(居)所又は所在地

氏名又は名称 様

山形県何総合支庁長

氏

名 印

あなたに交付しました免税証 (免税軽油使用者証) につきまして、地方税法第700条の15第4項の規定により返納を命じます。

この処分に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

返 納 の 理 由

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項及び第51条の改正規定、第54条の次に1条を加える改正規定、別表1通則及び賦課徴収の項の改正規定（「狩猟者登録税・入猟税」を「狩猟税」に改める部分を除く。）、同表10軽油引取税の項、別記第45号様式から別記第47号様式まで、別記第52号様式、別記第53号様式、別記第57号の2様式から別記第57号の5様式まで、別記第59号様式及び別記第60号様式の改正規定並びに別記第187号様式の次に1様式を加える改正規定は、平成16年6月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

平成16年3月31日印刷
平成16年3月31日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056